令和８年５月 14 日

利 用 者 の 皆 様

（公財）富山県文化振興財団

県立文化ホールの利用料金の改定について

このたび、富山県条例の改正に伴い県立文化ホール（県民会館、教育文化会館、高岡文化ホール、県民小劇場、新川文化ホール）の利用料金を下記のとおり改定することとなりましたので、お知らせいたします。

記

１　対象施設　　県民会館（内山邸・金岡邸含む）、教育文化会館、高岡文化ホール、県民小劇場、新川文化ホール（富山県施設のみ）

２　改定内容　　概ね１０％値上げ

３　改 定 日　　令和８年７月１日

４　そ の 他

（１）利用料金の計算方法を一部変更しますので、利用施設、利用内容によって改定内容が異なります。

（２）改定日（令和８年７月１日）以降のご利用であっても、改定日より前に承認されたものについては、従前の料金でご利用いただけます。

（３）附属設備利用料金は改定されません。

（４）令和９年４月から受付開始日（抽選日）を１３か月前の月の末日（休館日の場合は次の開館日）に変更します。

※詳しくは、各施設の窓口までお問合せください。